各高齢者施設 各介護保険事業所 管理者 様

> 神奈川県保健福祉局福祉部 介護サービス担当課長 (公 印 省 略)

「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正に伴う留意点について(通知)

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、平成28年11月16日付けで厚生労働省老健局高齢者支援課から、別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、別添を参照し、当該マニュアルの改正内容について十分御了知いただ くようお願いします。

(参考) 大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号別添) http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000130495.pdf

問い合わせ先

高齢福祉課

都道府県 各 指定都市 介護保険主管部(局) 御中 中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正に伴う留意点について

介護保険行政の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

介護保険施設等における衛生管理については、「大規模食中毒対策等について」(平成9年3月24日付け衛食第85号厚生省生活衛生局長通知)の別添で示されている「大量調理施設衛生管理マニュアル」等を参考に、食中毒の発生防止等に努めていただいているところです。

本年7月1日に、「「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について」(平成28年7月1日生食発0701第5号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)において、塩素系消毒剤やエタノール系消毒剤の中にはノロウイルスに対して不活化効果を期待できるものがあること等の新しい知見が得られたことから、器具、容器等に塩素系消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等)やエタノール系消毒剤を使用する際の留意点、有機物存在下で不活化効果を示した亜塩素酸水又は次亜塩素酸ナトリウム等を十分な洗浄が困難な器具に使用する際の留意点を追加する改正がなされました。

また、「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」(平成28年10月6日付け生食発1006第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)においても、当該マニュアルの一部改正がなされました。

貴部(局)におかれましては、当該マニュアルの改正内容について十分御了知の上、貴管 内の市町村への周知を行っていただきますようお願いします。

(参考) 大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号別添)

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000130495.pdf

新(改正:平成28年7月1日付け生食発0701第5号)

I 趣旨 (略)

Ⅱ重要管理事項

- 1. 原材料の受入れ・下処理段階における管理
- $(1) \sim (4)$ (略)
- (5) 野菜及び果物を加熱せずに供する場合には、別添2に従い、流水(食品製造用水^{注1}として用いるもの。以下同じ。)で十分洗浄し、必要に応じて<u>次亜塩素酸ナトリウム等で</u> 殺菌^{注2}した後、流水で十分すすぎ洗いを行うこと。
- 注 1: 従前の「飲用適の水」に同じ。(「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号)の改正により用語のみ読み替えたもの。定義については同告示の「第1食品B 食品一般の製造、加工及び調理基準」を参照のこと。)
- 注2:次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等 の効果を有する亜塩素酸水(きのこ類を除く)、亜塩素酸ナトリウム溶液(生食用野菜 に限る)、次亜塩素酸水並びに食品添加物と して使用できる有機酸溶液
- 2. (略)
- 3. 二次汚染の防止
- $(1) \sim (4)$ (略)
- (5) 器具、容器等の使用後は、別添2に従い、 全面を流水で洗浄し、さらに80℃、5分間 以上<u>の加熱</u>又はこれと同等の効果を有する方 法^{注3}で十分殺菌した後、乾燥させ、清潔な保 管庫を用いるなどして衛生的に保管するこ と。(略)
- (6) まな板、ざる、木製の器具は汚染が残存する可能性が高いので、特に十分な殺菌²⁴に留意すること。なお、木製の器具は極力使用を控えることが望ましい。
- (7) フードカッター、野菜切り機等の調理機械は、最低1日1回以上、分解して洗浄・殺菌 15した後、乾燥させること。
- (8) シンクは原則として用途別に相互汚染しな

旧(改正: 平成25年10月22日付け食安発1022第10号)

I 趣旨 (略)

Ⅱ重要管理事項

- 1. 原材料の受入れ・下処理段階における管理
- $(1) \sim (4)$ (略)
- (5) 野菜及び果物を加熱せずに供する場合には、別添2に従い、流水(<u>飲用適のもの</u>。以下同じ。)で十分洗浄し、必要に応じて<u>殺菌を行った</u>後、流水で十分すすぎ洗いを行うこと。

2. (略)

- 3. 二次汚染の防止
- $(1) \sim (4)$ (略)
- (5) 器具、容器等の使用後は、別添2に従い、 全面を流水(飲用適のもの。以下同じ。)で洗 浄し、さらに80℃、5分間以上又はこれと 同等の効果を有する方法で十分殺菌した後、 乾燥させ、清潔な保管庫を用いるなどして衛 生的に保管すること。(略)
- (6) まな板、ざる、木製の器具は汚染が残存する可能性が高いので、特に十分な殺菌に留意すること。なお、木製の器具は極力使用を控えることが望ましい。
- (7) フードカッター、野菜切り機等の調理機械 は、最低1日1回以上、分解して洗浄・殺菌 した後、乾燥させること。
- (8) シンクは原則として用途別に相互汚染しな

いように設置すること。 特に、加熱調理用 食材、非加熱調理用食材、器具の洗浄等に用 いるシンクを必ず別に設置すること。また、 二次汚染を防止するため、洗浄・殺菌²⁵し、 清潔に保つこと。

- (9) ~ (11) (略)
- (12) 使用水は食品製造用水を用いること。また、使用水は、色、濁り、におい、異物のほか、貯水槽を設置している場合や井戸水等を殺菌・ろ過して使用する場合には、遊離残留塩素が 0.1 mg/0以上であることを始業前及び調理作業終了後に毎日検査し、記録すること。
- 注3:塩素系消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム、亜 塩素酸水、次亜塩素酸水等)やエタノール系 消毒剤には、ノロウイルスに対する不活化効 果を期待できるものがある。使用する場合、 濃度・方法等、製品の指示を守って使用するこ と。浸漬により使用することが望ましいが、 浸漬が困難な場合にあっては、不織布等に十 分浸み込ませて清拭すること。

<u>(参考文献)「平成 27 年度ノロウイルスの不</u>活 化 条 件 に 関 す る 調 査 報 告 書」

(http://www.mhlw.go.jp/file/06-

Seisakujouhou-11130500-

Shokuhinanzenbu/0000125854.pd)

- 注4:大型のまな板やざる等、十分な洗浄が困難 な器具については、亜塩素酸水又は次亜塩素 酸ナトリウム等の塩素系消毒剤に浸漬するな どして消毒を行うこと。
- 注5:80℃、5分間以上の加熱又はこれと同等 の効果を有する方法(注3参照)。
- 4. (略)
- 5. その他
- (1) (略)
- (2) 施設設備の管理

 $(1)\sim(8)$ (略)

⑨ 便所については、業務開始前、業務中及び業務終了後等定期的に清掃及び消毒 剤による消毒を行って衛生的に保つこと いように設置すること。 特に、加熱調理用 食材、非加熱調理用食材、器具の洗浄等に用 いるシンクを必ず別に設置すること。また、 二次汚染を防止するため、洗浄・殺菌し、清 潔に保つこと。

- (9) ~ (11) (略)
- (12) 使用水は<u>飲用適の水</u>を用いること。また、 使用水は、色、濁り、におい、異物のほか、 貯水槽を設置している場合や井戸水等を殺 菌・ろ過して使用する場合には、遊離残留塩 素が 0.1 mg/0以上であることを始業前及び 調理作業終了後に毎日検査し、記録するこ と。

- 4. (略)
- 5. その他
- (1) (略)
- (2) 施設設備の管理

① \sim 8 (略)

⑨ 便所については、業務開始前、業務中 及び業務終了後等定期的に清掃及び<u>殺菌</u> <u>剤</u>による消毒を行って衛生的に保つこと

- ⑩ 施設(客席等の飲食施設、ロビー等の 共用施設を含む。)において利用者等が 嘔吐した場合には、<u>消毒剤</u>を用いて迅速 かつ適切に嘔吐物の処理を行うこと より、利用者及び調理従事者等へのノロ ウイルス感染及び施設の汚染防止に努め ること。
- <u>注6</u>: 「ノロウイルスに関するQ&A」(厚生労働省)を参照のこと。
 - $(3) \sim (5)$ (略)
- Ⅲ 衛生管理体制 (略)

(別添1) (略)

(別添2)標準作業書

(手洗いマニュアル) (略)

(器具等の洗浄・殺菌マニュアル)

- 1. 調理機械
 - ① (略)
 - ② <u>食品製造用水</u> (40℃程度の微温水が望ましい。) で3回水洗いする。
 - ③ (略)
 - ④ <u>食品製造用水</u> (40℃程度の微温水が望ましい。) でよく洗剤を洗い流す。
 - ⑤ 部品は80℃で5分間以上<u>の加熱</u>又はこれと同等の効果を有する方法で殺菌^{達1}を行う。
 - ⑥•⑦ (略)
 - ⑧ 作業開始前に70%アルコール噴霧又は これと同等の効果を有する方法で殺菌を行 う。
- 2. 調理台
 - ① (略)
 - ② <u>食品製造用水</u>(40℃程度の微温水が望ましい。)で3回水洗いする。
 - ③ (略)
 - ④ <u>食品製造用水</u> (40℃程度の微温水が望ましい。) でよく洗剤を洗い流す。
 - ⑤ (略)
 - ⑥ 70%アルコール噴霧又はこれと同等の

⑩ 施設(客席等の飲食施設、ロビー等の 共用施設を含む。)において利用者等が 嘔吐した場合には、<u>殺菌剤</u>を用いて迅速 かつ適切に嘔吐物の処理を行うこと^達によ り、利用者及び調理従事者等へのノロウ イルス感染及び施設の汚染防止に努める こと。

<u>注</u>: ノロウイルスに関するQ&A (厚生労働省) を参照のこと。

 $(3) \sim (5)$ (略)

Ⅲ 衛生管理体制 (略)

(別添1) (略)

(別添2)標準作業書

(手洗いマニュアル) (略)

(器具等の洗浄・殺菌マニュアル)

- 1. 調理機械
 - ① (略)
 - ② <u>飲用適の水</u> (40℃程度の微温水が望ましい。) で3回水洗いする。
 - ③ (略)
 - ④ <u>飲用適の水</u> (40℃程度の微温水が望ましい。) でよく洗剤を洗い流す。
 - ⑤ 部品は80℃で5分間以上又はこれと同等の効果を有する方法で殺菌を行う。
 - ⑥•⑦ (略)
 - ⑧ 作業開始前に70%アルコール噴霧又は これと同等の効果を有する方法で殺菌を行 う。
- 2. 調理台
 - ① (略)
 - ② <u>飲用適の水</u> (40℃程度の微温水が望ましい。) で3回水洗いする。
 - ③ (略)
 - ④ <u>飲用適の水</u> (40℃程度の微温水が望ましい。) でよく洗剤を洗い流す。
 - ⑤ (略)
 - ⑥ 70%アルコール噴霧又はこれと同等の

効果を有する方法で殺菌**1を行う。

- ⑦ (略)
- 3. まな板、包丁、へら等
 - ① <u>食品製造用水</u>(40℃程度の微温水が望ましい。)で3回水洗いする。
 - ② (略)
 - ③ <u>食品製造用水</u> (40℃程度の微温水が望ましい。) でよく洗剤を洗い流す。
 - ④ 80℃で5分間以上<u>の加熱</u>又はこれと同等の効果を有する方法で殺菌^{注2}を行う。
 - ⑤ ⑥ (略)
- 4. ふきん、タオル等
 - ① <u>食品製造用水</u>(40℃程度の微温水が望ましい。)で3回水洗いする。
 - ② (略)
 - ③ <u>食品製造用水</u> (40℃程度の微温水が望ましい。) でよく洗剤を洗い流す。
 - ④·⑤(略)
- 注1:塩素系消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等)やエタノール系消毒剤には、ノロウイルスに対する不活化効果を期待できるものがある。使用する場合、濃度・方法等、製品の指示を守って使用すること。浸漬により使用することが望ましいが、浸漬が困難な場合にあっては、不織布等に十分浸み込ませて清拭すること。

<u>(参考文献)「平成 27 年度ノロウイルスの不</u> 活 化 条 件 に 関 す る 調 査 報 告 書」

(http://www.mhlw.go.jp/file/06-

Seisakujouhou-11130500-

Shokuhinanzenbu/0000125854.pd)

注2:大型のまな板やざる等、十分な洗浄が困難 な器具については、亜塩素酸水又は次亜塩素 酸ナトリウム等の塩素系消毒剤に浸漬するな どして消毒を行うこと。

(原材料等の保管管理マニュアル)

- 1. 野菜・果物^{注3}
 - ① \sim ⑥ (略)
 - ⑦ 必要に応じて、次亜塩素酸ナトリウム等^注 4で殺菌した後、流水で十分すすぎ洗いす る。

効果を有する方法で殺菌を行う。

- ⑦ (略)
- 3. まな板、包丁、へら等
 - ① <u>飲用適の水</u> (40℃程度の微温水が望ましい。)で3回水洗いする。
 - ② (略)
 - ③ <u>飲用適の水</u> (40℃程度の微温水が望ましい。) でよく洗剤を洗い流す。
 - ④ 80℃で5分間以上又はこれと同等の効果を有する方法で殺菌を行う。
 - ⑤ ⑥ (略)
- 4. ふきん、タオル等
 - ① <u>飲用適の水</u> (40℃程度の微温水が望ましい。) で3回水洗いする。
 - ② (略)
 - ③ <u>飲用適の水</u> (40℃程度の微温水が望ましい。) でよく洗剤を洗い流す。
 - ④·⑤(略)

(原材料等の保管管理マニュアル)

- 1. 野菜·果物
 - ① \sim ⑥ (略)
 - ⑦ 必要に応じて、次亜塩素酸ナトリウム等^達 ²で殺菌した後、流水で十分すすぎ洗いす る。

(8)~(11) (略)

注3:表面の汚れが除去され、分割・細切されず に皮付きで提供されるみかん等の果物にあっ ては、③から⑧までを省略して差し支えな い。

注4:次亜塩素酸ナトリウム溶液(200mg/0で 5分間又は100mg/0で10分間)又はこれ と同等の効果を有する亜塩素酸水(きのこ類 を除く。)、亜塩素酸ナトリウム溶液(生食 用野菜に限る。)、次亜塩素酸水並びに食品 添加物として使用できる有機酸溶液

2. 魚介類、食肉類

① \sim ③ (略)

④ 必要に応じて、次亜塩素酸ナトリウム等^注 ⁵で殺菌した後、流水で十分すすぎ洗いする。

- ⑤ 専用のまな板、包丁でカットする。
- ⑥ 速やかに調理へ移行させる。

注5:次亜塩素酸ナトリウム溶液(200mg/0で 5分間又は100mg/0で10分間)又はこれ と同等の効果を有する亜塩素酸水、亜塩素酸 ナトリウム溶液、次亜塩素酸水並びに食品添 加物として使用できる有機酸溶液。これら使 用する場合、食品衛生法で規定する「食品、添 加物等の規格基準」を遵守すること。

(加熱調理食品の中心温度及び加熱時間の記録マニュアル) (略)

(別添3) (略)

(別 紙) (略)

(8)~(11) (略)

注1:表面の汚れが除去され、分割・細切されず に皮付きで提供されるみかん等の果物にあっ ては、③から⑧までを省略して差し支えな い。

注2:次亜塩素酸ナトリウム溶液(200mg/0で 5分間又は100mg/0で10分間)又はこれ と同等の効果を有する亜塩素酸水(きのこ類 を除く。)、亜塩素酸ナトリウム溶液(生食 用野菜に限る。)、次亜塩素酸水並びに食品 添加物として使用できる有機酸溶液

2. 魚介類、食肉類 ①~③ (略)

④ 専用のまな板、包丁でカットする。

⑤ 速やかに調理へ移行させる。

(加熱調理食品の中心温度及び加熱時間の記録マニュアル) (略)

(別添3) (略)

(別 紙) (略)

大量調理施設衛生管理マニュアル (平成9年3月24日付け衛食第85号別添)

新 (改正:平成28年10月6日付け生食発1006第1号)

I 趣旨 (略)

Ⅱ重要管理事項

1. 原材料の受入れ・下処理段階における管理 (1)~(5) (略)

注1: (略)

注2:次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等の効果を有する亜塩素酸水(きのこ類を除く。)、亜塩素酸ナトリウム溶液(生食用野菜に限る。)、過酢酸製剤、次亜塩素酸水並びに食品添加物として使用できる有機酸溶液。これらを使用する場合、食品衛生法で規定する「食品、添加物等の規格基準」を遵守すること。

2. ~5. (略)

Ⅲ 衛生管理体制 (略)

(別添1) (略)

(別添2) 標準作業書

(手洗いマニュアル) (略)

(器具等の洗浄・殺菌マニュアル) (略)

(原材料等の保管管理マニュアル)

1. 野菜・果物^{注3} ①~⑪ (略)

注3: (略)

注4:次亜塩素酸ナトリウム溶液(200mg/Qで5分間又は100mg/Qで10分間)又はこれと同等の効果を有する亜塩素酸水(きのこ類を除く。)、亜塩素酸ナトリウム溶液(生食用野菜に限る。)、過酢酸製剤、次亜塩素酸水並びに食品添加物として使用できる有機酸溶液。これらを使用する場合、食品衛生法で

旧(改正:平成28年7月1日付け生食発0701第5号)

I 趣旨 (略)

Ⅱ重要管理事項

1. 原材料の受入れ・下処理段階における管理 (1)~(5) (略)

注1: (略)

注2:次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等 の効果を有する亜塩素酸水(きのこ類を除 く)、亜塩素酸ナトリウム溶液(生食用野 菜に限る)、次亜塩素酸水並びに食品添加 物として使用できる有機酸溶液。

 $2. \sim 5.$ (略)

Ⅲ 衛生管理体制 (略)

(別添1) (略)

(別添2)標準作業書

(手洗いマニュアル) (略)

(器具等の洗浄・殺菌マニュアル) (略)

(原材料等の保管管理マニュアル)

1. 野菜・果物^{注3} ①~⑪ (略)

注3: (略)

注4:次亜塩素酸ナトリウム溶液(200mg/lで5分間又は100mg/lで10分間)又はこれと同等の効果を有する亜塩素酸水(きのこ類を除く。)、亜塩素酸ナトリウム溶液(生食用野菜に限る。)、次亜塩素酸水並びに食品添加物として使用できる有機酸溶液。

規定する「食品、添加物等の規格基準」を遵守すること。

- 2. 魚介類、食肉類 ①~⑥ (略)
- 注5:次亜塩素酸ナトリウム溶液(200mg/leで5分間又は100mg/leで10分間)又はこれと同等の効果を有する亜塩素酸水、亜塩素酸ナトリウム(魚介類を除く。)、過酢酸製剤(魚介類を除く。)、次亜塩素酸水、次亜臭素酸水(魚介類を除く。)並びに食品添加物として使用できる有機酸溶液。これらを使用する場合、食品衛生法で規定する「食品、添加物等の規格基準」を遵守すること。

(加熱調理食品の中心温度及び加熱時間の記録マニュアル) (略)

(別添3) (略)

(別 紙) (略)

2. 魚介類、食肉類 ①~⑥ (略)

注5:次亜塩素酸ナトリウム溶液(200mg/lで5分間又は100mg/lで10分間)又はこれと同等の効果を有する亜塩素酸水、次亜塩素酸水並びに食品添加物として使用できる有機酸溶液。これら使用する場合、食品衛生法で規定する「食品、添加物等の規格基準」を遵守すること。

(加熱調理食品の中心温度及び加熱時間の記録マニュアル) (略)

(別添3) (略)

(別 紙) (略)